

第2章 生命保険・損害保険

1. 保険総論

《問題1》

【解答】

1. × 大数の法則とは、少数では何ら法則性がないようなことであっても、大数でみると一定の法則があることである。問題文は「収支相等の原則」の説明である。
2. × 少額短期保険業者は、保険契約者保護機構への加入義務がない。したがって、少額短期保険業者が経営破綻した場合は、保険契約者は、保険契約者保護機構による「保護が受けられない」。
3. × クーリング・オフの手続きは、契約の申込日またはクーリング・オフの内容を記載した書面を受け取った日のいずれか遅い日から起算して「8日」以内であれば、「書面」により契約の申込みを撤回することができる。
4. × ソルベンシー・マージン比率が「200%」未満である生命保険会社は、金融庁による早期是正措置の対象となる。
5. ○
6. ○
7. ○
8. ○

《問題2》

【解答】

1. 1) 生命保険の保険料は、大数の法則や（**収支相当の原則**）にもとづき、主として3つの予定基礎率を用いて算出されている。
2. 2) 生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻時点における補償対象契約の（**責任準備金等**）の90%（高予定利率契約を除く）までが補償される。
3. 1) 国内で販売される保険商品のうち、（**少額短期保険業者の医療保険**）は、生命保険契約者保護機構の補償対象とはならない。
4. 3) 少額短期保険業者が取り扱うことができる生命保険商品は「少額・短期・掛捨て」に限定され、1人の被保険者から引き受ける保険金額の総額は、原則として（**1,000万円**）を超えてはならない。
5. 3) 生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、高予定利率契約を除き、原則として破綻時の補償対象契約の**責任準備金等の（90%）**まで補償される。
6. 1) 保険業法によれば、保険契約の申込者が保険契約の申込の撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合、原則として、その交付日と申込日のいずれか遅い日から起算して（**8日**）以内であれば、（**書面**）により申込の撤回等を行うことができる。
7. 3) 保険契約の申込者等がその契約の撤回等を希望する場合、原則として、契約の申込日または申込みの撤回等に関する事項を記載した書面の交付日のいずれか（**遅い**）日から起算して（**8**）日以内であれば、書面により申込みの撤回等を行うことができる。
8. 2) 保険法の規定によれば、保険契約者等に告知義務違反があった場合、保険者は原則として保険契約解除できるが、この解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から（**1ヵ月間**）行使しないときは消滅する。

2. 生命保険

《問題1》

【解答】

1. ○
2. × 定期保険には「満期保険金はない」。
3. ○
4. ○
5. ○
6. × 保険期間中に特定疾病保険金を受け取らずに死亡した場合には、死亡原因に係らず、「死亡保険金が支払われる」。
7. × こども保険（学資保険）では、契約者である「親」が保険期間中に死亡した場合には、以後の保険料が免除されたうえで、学資祝金や満期祝金が支払われる。
8. ○
9. × 傷害特約は、不慮の事故が原因で180日以内に所定の身体障害状態に該当した場合または「死亡」した場合に、障害給付金または「保険金が支払われる」特約である。
10. × リビング・ニーズ特約を付加する場合、特約保険料は「不要である」。
11. × 特定疾病保障定期保険特約は、被保険者が保険期間中にがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当した場合、「一度のみ」保険金が支払われる。
12. ○

13. × 終身保険を払済保険や延長保険に変更した場合、「**特約部分は消滅する**」。
14. × 延長保険は、以後の保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、元の契約の「**保険金額**」を変えずに一時払いの定期保険に変更するものをいう。
15. × 転換する際には、新たに告知または医師の診査が「**必要**」である。
16. ○
17. × 特定疾病により所定の状態に該当し、特定疾病保障保険の保険金が支払われる場合で、受取人が本人や配偶者、直系血族あるいは生計を一にする親族の場合は「**非課税**」となる。

《問題2》

【解答】

1. 2) 生命保険の契約者が払い込む保険料は、主として将来の保険金を支払うための財源となる（**純保険料**）と、生命保険会社が保険契約を維持・管理していくために必要な費用である（**付加保険料**）とに大別することができる。
2. 3) 生命保険の保険料は純保険料と付加保険料に大別することができるが、このうち付加保険料は（**予定事業費率**）に基づいて算出される。
3. 1) 生命保険会社に生命保険契約上の履行義務（保険金・給付金の支払等）が発生する時期を（**責任開始期（日）**）というが、（**責任開始期（日）**）は、保険会社の承諾を前提として、申込み、告知（診査）、（**第1回保険料（充当金）払込み**）の3つがすべて完了したときとされている。
4. 1) 個人年金保険を年金の受取方法で分類すると、被保険者が生存している限り年金が支払われる（**終身**）年金、被保険者の生死に関係なく所定の年金支払期間内であれば年金が支払われる（**確定**）年金などがある。

5. 2) 特定疾病保険定期保険では、被保険者が、がん・(急性心筋梗塞)・脳卒中により所定の状態に該当したとき、特定疾病保険金が支払われる。
6. 1) 生命保険契約にリビング・ニーズ特約を付加した場合、被保険者の余命が(6ヵ月)以内と判断されたときに所定の保険金が支払われる。
7. 2) 生命保険の契約者貸付制度は、契約者が保険契約の(解約返戻金)の一定範囲内で、保険会社から貸付を受けることができる制度である。
8. 3) 生命保険契約において、保険料の払込みがないまま払込猶予期間を経過した場合に、その契約の(解約返戻金)の一定範囲内で保険会社が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に継続させる制度を(自動振替貸付)という。
9. 2) 払済保険は、現在契約している生命保険の以後の保険料の払込みを中止し、その時点での(解約返戻金)をもとに、元の契約の(保険期間)を変えずに、元の主契約と同じ種類の保険(または養老保険)に切り替えたものをいう。
10. 3) 現在有効に継続している生命保険の以後の保険料の払込みを中止し、その時点での(解約返戻金)をもとに、元の契約の保険金額を変えないで、一時払の定期保険に変更したものを(延長保険)という。
11. 3) 契約者(=保険料負担者)が夫、被保険者が妻、死亡保険金受取人が夫である生命保険契約において、夫が受け取る死亡保険は(所得税および住民税)の課税対象となる。
12. 2) 契約者(=保険料負担者)が夫、被保険者が妻、死亡保険金受取人が子である生命保険契約において、子が受け取った死亡保険は(贈与税)の課税対象となる。
13. 3) 高度障害保険金、特定疾病保険金、入院給付金の3つのうち、被保険者が受け取った場合に非課税となるものは、(3つ)ある。

3. 損害保険

《問題1》

【解答】

1. ○
2. ○
3. × 自賠責保険の補償対象は、対人賠償事故に限られており、「**対物賠償事故は補償の対象外となる**」。
4. ○
5. × 人身傷害補償保険とは、自動車事故により被保険者が死傷した場合に、「**被保険者の過失の有無に係らず**」、保険契約金額の範囲内で実際の損害額が「**示談を待たずに**」支払われる保険である。
6. ○
7. ○
8. × 他人からの借物に対するもの、家族に対するもの、業務中、自動車の使用・運行等に起因する賠償事故は保険金支払の「**対象とならない**」。
9. ○
10. ○
11. ○
12. × 火災保険金は「**非課税**」である。
13. × 死亡保険金を受け取った者が、被保険者の相続人以外の場合は、遺贈により保険金を取得したものとみなして、「**相続税**」の課税対象となる。

《問題2》

【解答】

1. 3) 損害保険契約において、(保険金額)が(保険価額)を超えるときは、その超えた部分の(保険金額)は無効とされる。このような保険を(超過保険)という。
2. 2) 損害保険において、保険金額が保険価額を下回っている(一部保険)の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて、保険金が削減して支払われることを(比例てん補)という。
3. 3) 火災保険において、保険金額が保険価額に満たない保険を(一部保険)という。
4. 3) 火災や事故により店舗が損害を受け、営業が休止または阻害された場合の利益の減少等の休業損失を補償する、主に中小企業および個人事業主向けの保険として、(店舗休業保険)がある。
5. 2) 地震保険の保険金額は、主契約である火災保険等の(30%)から(50%)の範囲内での設定となり、建物、生活用動産のそれぞれに限度額が定められている。
6. 3) 地震保険の保険金額は、火災保険等の主契約の保険金額の一定範囲内での設定となり、かつ、居住用建物については(5,000万円)、生活用動産(家財)については(1,000万円)の上限が設けられている。
7. 2) 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)で支払われる保険金の被害者1人当たりの支払限度額は、死亡の場合で(3,000万円)、傷害の場合は(120万円)、後遺障害の場合は程度に応じて75万円から(4,000万円)である。
8. 1) 傷害保険の後遺障害保険金は、一般に、補償の対象となる事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて(180日以内)に所定の後遺障害が生じた場合に支払われる。

9. 1) 普通傷害保険では、(細菌性食中毒)により通院した場合、保険金支払の対象とならない。
10. 3) 自社で製造した製品に起因して他人の生命や身体を害し、自社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に備え、(生産物賠償責任保険)に加入した。
11. 3) 自動車事故により、個人の契約者(=被保険自動車の所有者)が受け取った自動車保険の車両保険金は、所得税法上、(非課税)となる。
12. 1) 被保険者や被保険者の父母、配偶者、子が受け取る無保険車傷害保険の保険金は、(非課税)とされる。
13. 2) 所得補償保険の保険金に対する課税に関し、保険金を被保険者本人が受け取ったときは(非課税)、被保険者の家族が受け取ったときは(非課税)となる。

4. 第三分野の保険

《問題1》

【解答】

1. ○